平成13年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[実用新案法]

問題 実用新案法における明細書又は図面の訂正について、特許法における明細書又は図面の訂正との比較においてその違いを説明し、その違いを設けた理由もあわせて論述せよ。

【50点】

問題 甲は、自己の登録実用新案の技術的範囲に属する製品を製造販売する乙に対して、登録性を否定しない旨の実用新案技術評価書を提示した上で、乙の行為が当該実用新案権を侵害する旨の警告をし、製造販売を中止するよう求めた。乙が直ちに製造販売を中止した後、甲は、当該登録実用新案の進歩性を疑わしめる考案の記載がある文献Aの存在に気づいた。その後、文献Aに基づく進歩性の欠如を理由とする当該実用新案登録の無効の審判が請求され、実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した。甲は、乙に対していかなる責任をいかなる場合に負うか。

【50点】

【実用新案法:論点】

問題

実用新案法における訂正について、特許法における訂正と比較し、両者の制度の違いに由来する相違点に関する理解を問う。

相違点(訂正が可能な内容 訂正の形式 訂正が可能な時期 訂正の効果) 及びその違いを設けた理由

問題

瑕疵ある権利を行使した場合における権利者の責任についての理解を問う。

- (1)権利行使に際して権利者の果たすべき注意義務
- (2)権利行使と実用新案技術評価書との関係
- (3) 具体的事例における権利者が負うべき責任についての解釈